

# 伊方原発運転差止訴訟（本訴） 第5次原告を募集します!!



2011年3月11日の東京電力福島第1原発事故から8年目を迎えようとしています。原発訴訟では、原発推進の国の政策に追随する裁判所の姿勢が露骨で、住民側の敗訴が相次いでいますが、一連の不当な裁判所の判断を国民は承服していないこと、脱原発こそ「社会通念」であることは、世論調査からも明らかです。

## 脱原発の願いを形に 松山地裁の本訴での勝利を

伊方原発運転差止訴訟は、四国電力を相手に伊方原発の全ての原子炉の運転停止を求めて、松山地裁に2011年12月8日に提訴し、原告数は現在1338名です。

この裁判とは別に2016年5月、運転差止めの仮処分を申し立てましたが、2017年7月に松山地裁が、2018年1月には高松高裁がそれぞれ不当な決定を下しました。これに対して、弁護団と「伊方原発をとめる会」は、法律判断だけの最高裁への特別抗告をせず、仮処分の申し立てで中断した松山地裁の運転差止訴訟（本訴）を再開させ、徹底的な事実審理を重ねて勝訴を勝ち取るという選択をしました。

間もなく再開される伊方原発運転差止訴訟に向けて、この機会に改めて原告の追加募集を行います。反原発・脱原発こそ住民の意思であることを裁判官に強くアピールしたいのです。ご負担をおかけしますが、第5次の原告募集をぜひご検討ください。



### ◎ 被告は、四国電力株式会社です。

誰でも原告になれます。年齢、国籍を問いません。

日本全国どこからでも原告になれます。

※伊方原発運転差止訴訟は、広島・大分・山口の各地裁でも係争中です。

これらの訴訟の原告の方は、松山地裁の原告になることはできません。

### ◎ 原告募集締め切りは2月28日(木)です。

### ◎ 松山地裁への提訴は3月11日(月)を予定しています。



原告を希望される方は、「承諾書」と「訴訟委任状」を「伊方原発をとめる会」事務局へご送付ください。「承諾書」「訴訟委任状」はホームページからダウンロードできます。裁判所手数料(印紙代・切手代)として、お一人1万円の訴訟費用をご負担ください。

下記の郵便振替口座にご送金ください。

口座名：伊方原発をとめる会 口座番号：01610-9-108485



## 伊方原発をとめる会

〒790-0003 松山市三番町5-2-3ハヤシビル3F

Tel 089-948-9990 Fax 089-948-9991

HP = <http://www.ikata-tomeru.jp>

E-mail = [ikata-tomeru@nifty.com](mailto:ikata-tomeru@nifty.com)